

住宅宿泊管理業者 各位

近畿地方整備局建政部建設産業第二課

新型コロナウイルス感染症に関する支援等について（周知）

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、同感染症の影響を受ける業種に属する中小企業者の業況が悪化していることを踏まえ、中小企業者の資金繰り支援措置として、セーフティネット保証5号の対象業種の追加指定が令和2年3月6日に追加指定されました。

今般追加指定された業種のうち、「他に分類されない宿泊業」（分類番号7599）の「宿泊業」とは、一般公衆、特定の会員等に対して宿泊を提供する事業所をいうものであることから、住宅において宿泊サービスを提供する住宅宿泊事業及び住宅宿泊管理業は、「他に分類されない宿泊業」に該当するものであります（日本標準産業分類参照）。

さらに、雇用調整助成金における特例措置の事業主の範囲を拡大し、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主が対象となりました。また、セーフティネット貸付においても新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、要件が緩和されております。

つきましては下記各種支援策掲載サイトをご参照の上、必要に応じてご検討、ご活用下さい。

【参考】各種支援等掲載サイト

①セーフティネット貸付、セーフティネット保証

（中小企業庁 HP）

<https://www.chusho.meti.go.jp/corona/index.html>

（経済産業省 HP）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200303002/20200303002.html>

②雇用調整助成金

（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

（厚生労働省報道発表資料）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09852.html

※お問い合わせは、最寄りのハローワーク若しくは労働局まで

【住宅宿泊管理業に関すること】

近畿地方整備局 建政部

建設産業第二課 住宅宿泊管理業係

TEL 06-6942-1141（内線6662）